衆議院文部科学委員会ニュース

平成 28.5.11 第 190 回国会第 7 号

5月11日(水)、第7回の委員会が開かれました。

- 1 国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)(参議院送付)
 - ・馳文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・大平喜信君(共産)、吉川元君(社民)が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 (賛成一自民、民進、公明、おおさか、松本剛明君(無) 反対一共産、社民)
 - ・青山周平君外5名(自民、民進、公明、おおさか、松本剛明君(無))から提出された附帯決議案について、青山周平君(自民)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。 (賛成―自民、民進、公明、おおさか、社民、松本剛明君(無) 反対―共産)

(質疑者及び主な質疑内容)

小 林 史 明君(自民)

- ・我が国の大学が、先進国の大学と比較して財政基盤が 弱いことは重大な課題であると認識しており、各大学 は目標とする収入のポートフォリオを提出する必要性 があると考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・研究成果の普及・活用促進を図ることにより地域の人材育成を促進するという観点から、指定国立大学法人のみならず、今後、他の国立大学法人についても出資対象範囲を拡大していくことを検討すべきであると考えるが、馳大臣の見解を伺いたい。

國 重 徹君(公明)

- ・国立大学は、平成16年に法人化されて以来、大学の機能化、ミッションの再定義が行われるなど重層的な改革が行われてきたと認識しているが、国立大学法人改革における本法律案の位置付けや効果について、馳大臣に伺いたい。
- ・OECDの生徒の学習到達度調査(PISA)において我が国はトップレベルであるにもかかわらず、我が国の大学は世界大学ランキングの順位が低い状況にあることは、進学する大学を、興味・関心などではなく、偏差値により決定していることが原因であると考えるが、大学入試・大学教育についての馳大臣の見解を伺いたい。

平 野 博 文君(民進)

・指定国立大学法人制度を創設し、指定国立大学法人に 関する特例を設けることにより、指定を受けない国立

- 大学法人の意欲を損なうことも考えられるが、同制度 を創設する根拠について伺いたい。
- ・全ての国立大学法人に申請の機会を保障するためには、 あらかじめ指定国立大学法人を指定する際の基準を明 確に示す必要があると考えるが、基準の内容及び公表 時期について伺いたい。
- ・本法律案において、文部科学大臣は、指定国立大学法 人について指定の事由がなくなったと認めるときは指 定を取り消すものとしているが、文部科学大臣が指定 を取り消す際の具体的な基準について伺いたい。
- ・大学と企業との共同研究においては、大学側の間接経 費の負担が重いことが産学連携の推進を妨げる要因に なっていると考えるが、馳大臣の見解を伺いたい。

松田直久君(民進)

- ・本法律案において、文部科学大臣は、大学の運営に関する高い識見を有する外国人を国立大学法人評価委員会の委員に任命することができるものとしているが、 外国人委員を任命する際の具体的な基準について伺いたい。
- ・規制緩和により国立大学法人等の自己収入が拡大した場合、国立大学法人等に対する運営費交付金の縮小につながることが危惧されているが、馳大臣の見解を伺いたい。

大 平 喜 信君(共産)

・本法律案において、指定国立大学法人の中期目標に関する特例として、世界最高水準の教育研究活動を行う 外国の大学の業務運営の状況などを踏まえなければな らないとしていることは、憲法23条から導かれる大学 の自治を侵害することにならないか、馳大臣の見解を 伺いたい。

- ・指定国立大学法人の備えるべき要素の一つとして「ガバナンスの強化」が挙げられていたが、指定に当たり 学長選考に係る意向投票の廃止を大学に迫ることはないか、文部科学省に確認したい。
- ・「科学技術指標2015」において、我が国の論文数など の順位が低下した理由は、運営費交付金が削減されて きたためであると考えられる。教員が教育・研究活動 に専念できるようにするため、運営費交付金を増やす ことが必要だと考えるが、馳大臣の見解を伺いたい。

伊 東 信 久君(おおさか)

- ・スーパーグローバル大学創成支援の事業を既に実施しているが、未だに我が国の大学が世界大学ランキングの上位に入ることは出来ていない。同事業をどのように評価・分析した上で、本法律案により指定国立大学法人制度を創設しようとするのか、文部科学省に伺いたい。
- ・世界大学ランキングの上位に入るためには、指定国立 大学法人制度により我が国の教育と研究を牽引する国 立大学法人を形成するだけでなく、指定を受けない大 学も含めてボトムアップを図る必要があると考えるが、 文部科学省の見解を伺いたい。

吉 川 元君(社民)

- ・指定を受けた国立大学法人に対して、運営費交付金の 増額やその他の補助金による措置を行うことは考えて いるのか、文部科学省に伺いたい。
- ・本法律案では、文部科学大臣の認定を受けた国立大学 法人等が行う余裕金の運用について、元本保証のない 金融商品にまで拡大することとしているが、リーマン ショックにより私立大学が資産運用で損失を出した事 例をどのように評価しているのか、馳大臣の見解を伺 いたい。